

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第93号	令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算 (第2号)	可決 (全員一致)	9月9日
議案第94号	執行機関の附属機関設置に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第96号	宝塚市立口腔保健センター条例の一部を 改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第100号	令和3年度宝塚市病院事業会計決算認定 について	認定 (全員一致)	
議案第101号	工事請負契約（総合福祉センター空調設 備更新工事）の締結について	可決 (全員一致)	
議案第107号	公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿 荘）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第108号	公の施設（宝塚市立安倉児童館並びに宝 塚市立安倉西身体障害者支援センター及 び宝塚市立安倉南身体障害者支援センタ ー）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第109号	公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管 理者の指定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和4年 9月 6日（議案審査）

・出席委員 ◎北野 聡子 ○くわはら 健三郎 浅谷 亜紀 池田 光隆
川口 潤 田中 こう 藤岡 和枝 横田 まさのり

② 令和4年 9月 9日（議案審査）

・出席委員 ◎北野 聡子 ○くわはら 健三郎 浅谷 亜紀 池田 光隆
川口 潤 田中 こう 藤岡 和枝 横田 まさのり

③ 令和4年10月 5日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎北野 聡子 ○くわはら 健三郎 浅谷 亜紀 池田 光隆
川口 潤 田中 こう 藤岡 和枝 横田 まさのり

(◎は委員長、○は副委員長)

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）

議案の概要

補正後の令和4年度宝塚市病院事業会計予算

収益的収入及び支出

病院事業収益の予定額 135億8,621万9千円(3,229万4千円増額)

病院事業費用の予定額 134億7,810万7千円(1億729万4千円増額)

- ・病院事業収益においては、本年10月から診療報酬に看護職員処遇改善評価料が新設されることから、3,229万4千円増額しようとするもの
- ・病院事業費用においては、看護職員等の給与改善及び原料価格の高騰による電気・ガス使用料金の引上げへの対応のため、1億729万4千円増額しようとするもの

資本的収入及び支出

資本的収入の予定額 10億2,455万9千円(1,100万円増額)

資本的支出の予定額 27億7,690万円(1,100万円増額)

- ・寄附金受領に伴い、これを固定資産購入費に充てて、それぞれ1,100万円増額しようとするもの

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 看護職員等の処遇改善について、診療報酬に今回新設される看護職員処遇改善評価料は患者数によって変わって、それにより今想定している賃上げ額に変動はあり得るのか。また、減った場合のフォローは。

答1 届出時点の直近3か月程度の平均の患者数を取るものと思われるが、その後の患者数増減によって想定より多い評価料になったり少ない評価料になったりすることもある。変動が大きい場合は改めて評価料の届出をし直すことになっている。職員への支給額は固定であるため、それに見合う収入が増減しながら、長期間の中では落ち着いてくる見込みである。

問2 処遇改善について、制度上は理学療法士や作業療法士等も対象になるとのことだが、処遇面で、市立病院の理学療法士等は近隣市の病院と比較してどうか。

答2 近隣の公立病院と比較して、処遇面で大差はない。

問3 診療報酬の加算対象にならない理学療法士等について、コロナ禍での業務量や

業務内容等の調査をした上で、看護職員等処遇改善手当の支給対象としないこと
に関して議論したのか。

答3 処遇改善の対象は様々な医療技術職を対象にできるが、医師、薬剤師は対象に
できないとされており、市立病院の薬剤師、理学療法士、作業療法士等は全て行
政職給料表を適用しており同じ給与水準であるということを含めて、処遇改善の
対象について検討した。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第94号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>附属機関の担当事務や審査等の権限を勘案し、宝塚市予防接種健康被害調査委員会の委員構成を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 厚生労働省の通知の中で市長が構成員として例示されていたためこれまで委員としてきたが、自らが諮問する機関に市長が委員として加わることはなじまない。また、他自治体でも調査した範囲では市長を構成員としているところはなかったことから、今回、市長を構成員から外すというこの条例改正案については理解する。ほかの委員会についても同様のことはないか、確認は行ったか。</p> <p>答1 今回の条例改正を機に状況を調査したところ、市長が会長あるいは構成員となっている附属機関は3件あったが、いずれも法により市長が構成員として入ることが定められているものであった。それ以外の附属機関はなかった。</p> <p>問2 委員が8人から7人になるが、減員した1人を補充しない理由は。また、必要に応じ、臨時委員を若干名置くという規定があるが、必要に応じという点について、ガイドラインのようなものはあるのか。</p> <p>答2 今の委員会の構成員には様々な立場から参加いただいているので、他市の状況と比べても、あえて委員を追加する必要はないと考えている。ガイドライン的なものは定めていない。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第96号 宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本年12月1日から、口腔保健センターの口腔保健相談センターがアピア3内に移転することに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 歯科診療所と口腔保健相談センターの場所が分かれることによって、どんなデメリットがあるか。

答1 これまでは、啓発イベントの際に口腔保健センター内の診療所で健診を行い、会議室で歯科相談を行ってきた。それが今までどおりの方法ではできないが、実施方法の工夫で対応できると考えている。歯科診療所と口腔保健センターが一体であったほうが歯科医師会との連絡調整や協議が行いやすいという側面はあるものの、月1回の定例会や電話及びメールにより迅速に報告や相談をしてきたので、連携という点では大きなデメリットはない。

問2 現在使用している口腔保健センターの土地及び建物について、令和5年度以降に建物を除却の上、売却予定ということに関して、除却費用の概算、売却額の見込みは。

答2 現時点での想定で、建物の解体費は延べ床面積が約730平米ほどであることから約5,100万円と考えているが、アスベスト調査の結果により増加することも想定される。また、土地の売却額については、令和4年度の路線価を基に算出すると1億4,800万円余りとなるが、売却時に土地の鑑定評価等を取ってやっていくので、金額は増減すると考えている。

問3 今まで、相談センターについては歯科医師会に相談業務を担ってもらうことから、費用を案分しながら一部を歯科医師会の事務所として使っておられた。今回の移転先でも同じ形か。

答3 現在の口腔保健センターと同じような考え方で、歯科医師会が占有して使用する場所については面積案分で費用をいただくことにしている。

問4 今回、口腔保健相談センターをアピアに移転するが、市内公共施設内に場所が確保できるまでの間、臨時的に借りるものとしている。市内公共施設内に確保するということが明確な方針として出ている以上、どこか対象があるのか。

答4 診療所機能と、歯科医師会の事務所と相談機能を合わせて約200平米の広さで、駐車場5台程度という条件を全て満たすところがなく、民間施設を含めて探してきた。公共施設マネジメントを進める中で、それに見合う大きな面積が出れば一つの候補地になる。健康センターも築47年を迎え、60年を一定の期間と見ると健康センターの長寿命化も含めた今後の在り方の中で考えるというのも一つである。できるだけ他の機能と併せた複合化の中で、既存の公共施設からマネジメントで見いだししていくことになる。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第100号 令和3年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

令和3年度病院事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 129億7,625万6,533円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 126億2,575万995円

差し引き3億5,050万5,538円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度の純利益は3億6,661万395円となった。

資本的収支

収入総額 20億7,994万4,550円

支出総額 19億8,066万1,882円

論点 1 職員の勤務について

<質疑の概要>

問1 医療従事者、看護師の中で、長期休職している人の把握はしているか。また、休職者以外の職員に負担がかからないような人員配置はしているか。

答1 新型コロナウイルスが休職の理由かどうかは別として、長期休職者は複数いる。長期休職者はコロナ禍以前からおり、コロナ禍で増えてきているわけではない。看護師が休職すると、病棟ならば一定の人数を配置する必要があるため、その分、本院は多く職員を抱えている状況である。

問2 休職者のケアや復帰しやすい職場なども経営分析をしていってほしいが、職員の満足度調査やアンケートなどは実施しているか。

答2 仕事のやりがいや労働環境調査を目的に二、三年に一度、職員の満足度調査をしており、直近では令和2年度に実施している。

問3 新型コロナウイルス感染症の患者数のピーク時に対応するため、事前に予測して体制を強化するなどしているか。

答3 8月から、人材派遣を活用し、職員の業務負荷軽減に努めている。それまでは、事務職員が1日5～6名、発熱外来や帰国者・接触者外来で対応しており、その負荷軽減のため、派遣社員を活用している。

論点 2 病院経営について

<質疑の概要>

問1 令和3年度は投資返還金があったため資金不足比率が0.8%と大幅に改善しているが、それがなければ8.6%だったということについて、どう認識しているか。

答1 年度末に市から退職手当組合負担金調整金が病院事業会計へ支払われたため、令和3年度末の一時借入金ゼロになった。それがなければ約7億円の一時借入金が発生したと思われ、計算上は資金不足比率が8.6%となり、前年度の8.4%から0.2上がる。その要因は他会計借入金が令和2年度末は3億円、令和3年度末は8億円で、流動負債が5億円増えたためである。令和4年度末も一時借入金が発生すると思われるが、資金不足比率が悪化しないようにしていきたい。資金不足等解消計画では令和5年度の解消を目指している。

問2 診療費の債権管理において、監査の決算審査意見書でも滞納者の生活実態の把握に努めるよう指摘されているが、生活実態を把握した上で弁護士事務所に未収金の回収を依頼しているのか、それとも一定の時期が来たら実態把握の有無にかかわらず依頼しているのか。

答2 まず病院職員が患者に電話で確認し、延納や分納の提案を受ける場合はある。すぐ一律に弁護士事務所に依頼するだけでなく、分納回数を配慮するなど心がけているが、残念ながら全ての患者について実態を把握し切れていない部分もある。

問3 配管設備の老朽化について抜本的な対応が迫られていることが監査の指摘にもあるが、入院患者にも影響が及ぶことも想定される。老朽化した配管の更新に関して、保全計画は立てているか。

答3 耐用年数が残り数年と明らかなものは保全計画に組み込んでいるが、それ以外は病院の建て替えの時期を見据えて、二重投資にならないようにメンテナンスをしていきたい。昨年、劣化調査を行ったが、年間約57件の漏水事件が起きており、1週間に1回はどこかで水漏れしている状況。患者に直接影響する入院エリアだけでも可能な限り修理するよう、技術職員も入れて計画を立てているところである。

問4 赤字経営改善に向け、令和3年度に具体的にどんなことに取り組み、どんな成果に結びついたのか。また、経営改善策の年度ごとの取組状況などの資料は作成しているか。

答4 令和2年度に8つのプロジェクトを開始し、その取組方針に沿って事業を展開し、そのほか1日当たりの入院患者数をはじめとした4つのKPIを定めて取り組んでいるが、この取組による端的な結果は示せていない。また、取組の成果については、例えば令和3年度に新たな施設基準を得たり、逆に頑張ったが患者数が足りなかつたりしたところもある。市民に分かりやすく理解を得られるような方策を検討したい。

問5 調剤を院外薬局に移行させた効果、または薬剤の関係で強みとして打ち出せる何らかの成果はあったか。

答5 平成30年にNHKで報道された当院の薬剤部の取組として、7剤以上の多剤服用をしている高齢の患者が入院する際に、病棟薬剤師が見て、重複や高齢者には注意が必要な薬の服用がないかを医師と相談ながら整理し、減薬している。この取組が全国的にも評価され、減薬に対して診療報酬を算定できるようになった。

問6 患者獲得というところが市立病院としても一番大きな課題だが、患者からのアンケートや質問箱のようなものを実施しているか。患者の日々の声を聴き、改善していくことが満足度向上につながる。何か不満を感じたときに酌み取れる体制をつくっておくべきと考えるが。

答6 入院・外来患者に対して年1回患者アンケートを実施しており、その中で施設の清掃や接遇、給食など多方面にわたって評価いただいている。また、意見箱を院内に置いており、それを基に毎月、患者サービス委員会を開催している。施設の老朽化に関する、特にトイレの改修を望む意見は長年続いていて、それ以外の処遇面の指摘についてなど様々あり、各部門の職員が集まって、内容を一つ一つ研究している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第101号 工事請負契約（総合福祉センター空調設備更新工事）の締結について

議案の概要

市内安倉西2丁目地内において、総合福祉センターの空調設備更新工事を実施するため、請負金額2億1,714万円で、株式会社谷井水道工業所を請負業者として契約を締結しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 工事期間中の休館において、子ども食堂や空手教室など総合福祉センターを定期的に利用している子どもたちが集まるような団体に対して、具体的にどんな代替場所を提案しているのか。また、新たに使用料が発生した場合の対応は。

答1 相談があれば近隣に利用できる施設がないか調整させていただきたいと考えている。使用料の補填については考えていない。

問2 総合福祉センターは福祉避難所にもなっているが、工事期間中の5か月間はどうか。

答2 福祉避難所は、バリアフリー化されているかどうかの整備状況等を確認し、適当と考えられる福祉施設等と順次協定を結んで整備を進めている。あらかじめ決められた施設に決められた人が避難するものではなく、災害発生時に開設可能な施設が福祉避難所として開設することから、総合福祉センターの代替施設となる福祉避難所は考えていない。避難が必要な人が避難できるよう、今後も協定先を増やしていきたい。

問3 5か月間の休館中、総合福祉センターに事務所を置いている社会福祉協議会の業務体制は。また、休館に伴って、社会福祉協議会に対する補填はあるのか。

答3 休館中でも使える部屋があると聞いているので、工事業者とも調整し、協議していく。社会福祉協議会には総合福祉センターの指定管理をお願いしているが、貸室料に関しては使用料が無料の団体がほとんどであるため補填の予定はない。そのほか、光熱水費や清掃、警備の委託などは減額が見込まれるので、これから指定管理料について協議する予定である。

問4 建設資材の高騰や職人不足、円安など様々な課題があり、工事価格は上昇していると思うが、先を見越して、工事の先延ばしのほうがいいのか、前倒しのほうがいいのかということについての検討は。

答4 施設の維持保全に関しては、現在は予防保全より事後保全で対応しているところが多い。緊急的にどうしてもやらないといけないところは、一定の予算を確保し対応しているが、予算の関係で優先順位をつけながらということになる。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第107号 公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿荘）の指定管理者の指定について

議案の概要

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間における宝塚市立養護老人ホーム福寿荘の指定管理者として、社会福祉法人晋栄福祉会を指定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 指定管理者選定時の評価項目のうち、身体拘束防止に対する取組を計画しているか、という項目は何を確認するためのものか。また、指定管理の候補者は前回も今回も同じ団体であるにもかかわらず、前回よりも得点率が下がっているのが気になるが。

答1 福寿荘は入所施設であり、身体的・心理的虐待を防ぐために特殊性の中の評価項目の1つとして当該項目を挙げている。身体拘束や入所者の行動を制限する行為などを防止する観点から特殊性に分類した。前回の得点率との違いについては、前回は特殊性に挙げられる評価項目が多かったという点で合計点に差が出ていると考えている。

問2 候補者選定は、市の指定管理者選定要領に沿って行われていると思うが、前回と比べて、特に特殊性の評価項目が10項目ぐらい減っている。その理由は。

答2 前回の評価項目における特殊性の比重は大きかった。前回特殊性に挙げられた項目は、今回は特殊性以外の、効果性や管理運営能力、管理維持能力において評価できる項目があったということが選定委員会で審議され、今回の評価項目となった。

問3 選定に際しての評価点の必要最低点を6割にするのか、7割にするのかという基準はあるのか。

答3 福寿荘に関しては、入所者に対し、食事や入浴、睡眠などの生活の場を提供する施設という特性を踏まえ、また過去の選定委員会でも必要最低点を7割と設定されてきた。今回の選定委員会でもその件を審議いただいた結果、合計点の7割を必要最低点として決定された。

問4 選定方法は公募であるにもかかわらず、応募したのが1者だけで、前回も1者だけだった。公募のメリットは、2者以上が応募した場合は競争性が働き、より

よいサービスが提供できるということだが、競争性が働かない形で今回選ばれることになったことについて、市の考えは。

答4 公募なので、複数の法人から応募を受け、選定を行いたいと市も考えている。福寿荘は行政の措置決定を受けた人が入所する施設であるため、指定管理者の努力で入所者を増やすことができないというところが、複数の法人から応募いただけなかった要因の一つかもしれない。応募が1者だからといってサービスが低下してはいけない。入所者が安心して生活できるよう、市と指定管理者が協力しながら福寿荘の運営をしていきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第108号 公の施設（宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター）の指定管理者の指定について

議案の概要

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間における宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 中高生が困ったときに、学校でも親でもない、第三者的な地域の大人に相談できることは重要である。児童館の職員に対するそういう福祉的な研修が定期的にあったり、職員が福祉職、児童厚生員の専門職であったりするのか。

答1 児童館職員の研修を定期的に行っており、児童厚生員の資格を取ってもらうような研修を市から案内して児童館で進めてもらっている。

問2 指定管理者選定の際の評価項目の中で、虐待防止に向けた取組の有無に関してはどの項目でチェックしているのか。

答2 募集要項の中に、利用者の状況に合ったリハビリテーション計画の作成とリハビリの提供、障がい者虐待防止と身体拘束等の適正化のさらなる推進のため従業者に対する研修の実施、という文言を盛り込んでおり、それらの点を踏まえた事業者の提案に基づいて、選定基準の評価項目のうち公平性の中で、選定委員会で評価審査を行っていただいている。

問3 選定に際して評価点の必要最低点の基準が6割や7割と、施設によって違う。その基準は初回の選定委員会で決定するということだが、その根拠はあるのか。

答3 安倉児童館等については、募集要項に、申請資格等の基本条件として、障害者総合支援法による生活介護事業を行った実績がある者ということで、事業を現に行っていることまでは求めている。過去実績ということで、今現在実績がなくても応募できるため、ほかの指定管理案件と同様、最低基準点は6割という形になった。

問4 職員のスキルや人の配置を考えるとノウハウのある社会福祉協議会に指定管理を任せることは妥当とは思いますが、今回選定されることで20年以上同じ法人が指

定管理をすることになる。安定した運営で市民の安心にもつながる一方、マンネリ化という課題もあると思うが、市の考えは。

答4 一般的に長く同じ指定管理者であると、これまでのやり方に固執したり新しい視点で物事を考えたり取り入れたりしていくことが難しい、いわゆるマンネリ化の心配はある。しかし、子どもたちのニーズを的確に把握する必要があり、またマンネリ化を防ぐため指定管理者が様々な機会を活用し研修を実施するなど職員の資質向上に努めている。市も、適切な運営を支えるため、研修の機会を提供したり、国・県からの新しい情報を積極的に提供したりなどしている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和4年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第109号 公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間における宝塚市立高司児童館の指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	高司児童館の年代別の利用率や全体の利用者数、内訳は。
答1	昨年度は利用者数合計が1万4,049人、そのうち子どもの利用が1万1,212人で約80%、保護者の利用が2,837人で約20%。子どもの内訳が、就学前児童が3,103人で全体の約22%、小学生が7,295人で全体の約52%、中学生が768人で全体の約5%、高校生が46人で全体の約0.3%だった。ここ数年の利用率は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、コロナ前と比較して利用率が落ちている状況である。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）